

5. 公営住宅等長寿命化計画の策定支援

1. 公営住宅の長寿命化計画策定の目的

コストを抑制した維持保全を行う

厳しい財政状況下にある市町村にとって、既存公営住宅の長寿命化の視点を含めた効率的な活用(リフォーム)や更新(建替)計画の策定により、ライフサイクルコストの削減が必要不可欠であること。

計画に盛り込まれた事業が交付対象となる

社会資本整備総合交付金事業では、平成26年度からは、長寿命化計画に記載された基幹事業(公営住宅等整備事業及び公営住宅等ストック総合改善事業(対象要件をみだすもの))が助成の対象となり、これにより、同計画に基づく建替・改修等に関し提案(効果促進)事業枠の拡充が図られていること。

※平成26年度以降は、長寿命化計画を策定していなければ、交付金が受けられなくなります。

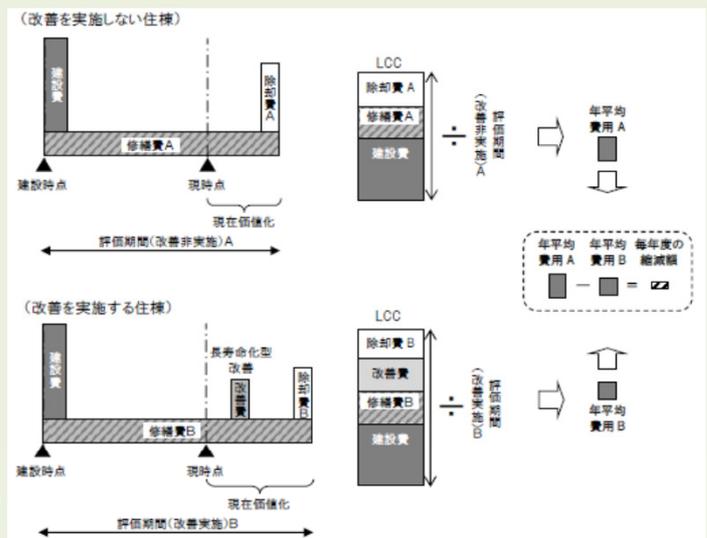
2. 長寿命化計画の策定支援

長寿命化計画の策定は住宅公社にお任せ下さい

現地調査 → 棟毎の長寿命化のための修繕・改善計画の策定 → LCCの改善効果の算出

長寿命化計画の内容

- 1) 公営住宅等長寿命化計画の背景・目的
- 2) 計画期間
- 3) 公営住宅等の状況
- 4) 長寿命化に関する基本方針
- 5) 公営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の算定
- 6) 点検の実施方針
- 7) 計画修繕の実施方針
- 8) 改善事業の実施方針
- 9) 建替事業の実施方針
- 10) 長寿命化のための事業予定一覧
- 11) ライフサイクルコストとその縮減効果の算出



3. 長寿命化型改善事業について

平成21年度から公営住宅等ストック総合改善事業に、長寿命化型改善が追加されました。

長寿命化型改善は、次のいずれかに該当するものと定義されています。

- 1) 従前の仕様等と比べて耐久性が向上するものであること。
- 2) 従前の仕様等と比べて躯体への影響が低減されるものであること。
- 3) 従前の仕様等と比べて維持管理を容易にするものであること。

これにより、例えば従来は交付金の対象外であった屋根・外壁の塗装についても、上記に該当すれば交付金の対象となります。

4. 従前の長寿命化計画の見直しについて

計画の見直しも助成対象となる場合あり

長寿命化計画策定事業は交付金の対象となりますが、既に長寿命化計画を策定済みであって計画策定の見直しを行う場合も、策定費用が交付金の対象となる場合があります。